

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

茂原市長 市原 淳

市町村名 (市町村コード)	茂原市 (122106)
地域名 (地域内農業集落名)	押日地区 (押日)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 13 日 (第 1 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

押日は、現在の農業者平均年齢が 66 歳と高齢化が進み、戸別の意向調査でも 6 割の農家が後継者がいない状況である。

課題の一つは、コメの出荷価格が 50 年以上前から安価のため専業では生活出来ず、多くは兼業農家となり今なお農機具の修理や買換えは、どの農家も兼業で得た給料や退職金でまかない、先祖から受け継いだ農地を荒らさず隣接農地にも迷惑をかけたくないと思う心で維持している。それが叶わなくなると離農せざるを得ないといった状況にある。

二つ目に押日地域の主な耕作地への往来は低い丘陵地を山越えしなければならない地域のため、明治、大正、昭和時代の初期に住民が力を合わせて掘られた素掘りの隧道が唯一の通行手段である。隧道は 8 箇所あるが、トラクターや田植え機、コンバイン等の車両が通行できる農道はその内の 1 箇所、令和の時代でも大正時代と同じ道路環境にある、このような現状から押日地域の大きな課題は農道が無いことである。大型農業機械の導入や農地の集積には、まずは農道整備が喫緊の課題であり、農用地の基盤整備と連動することが重要であるため、今後とも市と継続的に問題解決に向けて協議していかなければならない。

三つ目は、当地域に限らず耕作放棄地が加速し増えていること、高齢化等で耕作できず大規模農家等に耕作をお願いしている農地では、畦畔の草刈りも出来ず豚草に覆われている景色が常態化し、田舎の原風景はみじんも感じられない環境となっていることに対して、今後地域で環境維持をどうしたら良いかが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

押日地域の粘土質から取れるコシヒカリは、香りと甘みが強く昔から高い評価を頂いています。

さらに、今、東京科学大学・新産業創生研究院・医療工学研究所・未病制御学講座において、今後の計画として「茂原市とのパートナーシップを結び農業の支援とともに、健康増進、老化予防を図り、農業から医療まで一体となった持続可能な健康長寿社会の実現に押日の農産物を起点とすることを目指す。」と言った力強いお話を頂いております。

将来、押日産コシヒカリのさらなる付加価値に期待し、押日地域のみならず周辺地域の担い手の確保のきっかけとなるように、関係機関との連携を図りつつ、高齢化等で離農する状況下においても、当地域の地力を将来の農業者が受け継ぎ、末永く日本の主食たるお米の生産が継続することを願い営農環境の構築を目指します。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

押日地域においては、農振農用地区域内で基盤整備を実施済みで農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
山間地で法面の多い地域のため、土地改良済みであるがこれ以上の集積は物理的な問題があるため、当分の間は、押日地区の農家が話し合い、重労働の路肩、法面等の草刈りを協同で行う方法で労働の軽減を図り、地域ぐるみで保全管理や、稲作の協同作業ならびに集積、集約化を継続的に検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
既に、農地中間管理機構を介して、地元の農家との貸し付けを行っているが、今後は、農家の高齢化から離農者が増えることは避けられない、さらなる機構の活用で段階的に集約化が進むものと思慮される。
(3) 基盤整備事業への取組方針
押日地域に於いては、地形が南北に高低差があることから、これまでの土地改良では10a から30a の水田面積となっている。農用地の大区画化は地形的に困難な環境であるが、可能な範囲で畦畔を取り除き大区画化を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市及びJAと連携し、地域内外から多様な経営体の確保等を模索してまいります。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用
遊休農地の発生防止を図るために、地域コミュニティーを基盤に農地所有者や離農希望者と何でも話し合える環境をつくり、その中で、JAによる支援事業や農作業委託を活用しながら、これからも稲作を継続できるように努める。

以下任意記載事項 (地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①押日地域ではイノシシ被害が出始めた翌年の平成29年に「押日地域有害鳥獣被害防止対策協議会」を発足し、活動しており今後も継続して取り組みます。
- ⑦押日の環境保全を継続し草刈り等の活動を地域協同で実施できるように努める。